

## 明治初期における地方行政制度

— 大区小区制下の豊後 —

加 藤 泰 信

一、はじめに

明治新政府は、成立当初、雄藩連合的性格を持つていたが、戊辰戦争後になると中央集権体制への強化を推進し、中央官制の变革、機構改革を次々と行ない近代化を図った。しかし府藩県の三治体制の下では、府県は別として藩の体制は職制など藩廳を中心とした上からの改革はあったものの、地方の基盤には依然として古い体制が残っていた。民衆にとっては日常生活にまで直ちに变革が行なわれたわけではなかった。又、版籍奉還により中央集権体制の軌道は出来つゝあったといえるが、全国の民衆を直接掌握できたのではなく藩を通して間接的に支配したのである。慶応四年三月、長崎裁判所の御諭書でもわかるように「下々ニハ、ソノワケガワカラヌト、御注意モ貫ヌカヌコトジャ」とあるが、民衆を個々に把握し新政の方針が実施出来る方法が必要であった（中村吉三郎「明治権力の法的構造」お茶の水書房）。廢藩置県をへて、地方支配が中央と直接結びつくことになるが、その間政府は、明治三年五月、戸籍法が一定するまで、石高・戸数人口総計取調のため雛形を仮に定め諸藩に達している。これは漸定的なもので、在来の宗旨人別帳を以って戸数、人員等総計を調べさせようとしたものである（太政類典第一編七十八卷、明治三年五月民部省達）。

中央政府の民衆支配が徹底するのは、これまでの人別帳に代わり戸籍法施行による戸籍編成によって可能となるのである。

戸籍法は明治元年の京都府戸籍仕法からはじまり、同二年府県に施行を命じたあと改編され、四年全国的に命じたもので、戸を単位に戸主と家族との関係で表わし、華士族平民の区別なく居住地域で示すことにした。これによって作成されたものが翌年の壬申戸籍である。本稿では廢藩置県前後から明治十年頃までの、いわゆる大区小区制下の豊後を中心として三府七十二県時代の地方行政組織を扱うことにした。

## 二、戸籍法の制定と臼杵県の状況

### (1) 戸籍法による区と戸長の設置

太政類典第一編第七十九卷、明治四年四月五日の項に戸籍法を制定したことが記載されている。同法別紙によると「戸数人員ヲ詳カニシテ猥リナラザラシムルハ政務ノ最モ先シ重スル所ナリ、夫レ人民ノ保護ハ大政ノ本務ナルコト素ヨリイフヲ待タス、然ルニ其保護スヘキ人民ヲ詳ニセス何ヲ以テ其保護スヘキコトヲ得ンヤ、コレ政府戸籍ヲ詳ニセザルヘカラサル儀ナリ」と戸籍編成ノ目的ヲ記している。保護すべき人民を詳にすることは即、人民を直接政府が掌握、統制することにつながることは明白である。

同法第一則において、各地方土地の便宜に随い、前もって区画を定め、区毎に戸長等に副を置き、長並びに副をして其の区内の戸数人員、生死、出入等を詳かにすることを規定して、戸長副戸長を戸籍事務担当者として定めている。ここにおいて区と戸長の制度が民衆との関係で大きな役割を持つことになる。

戸長副戸長は時宜により数名設置してもよく、その務はこれ迄の庄屋名主年寄等に掌らせても、別人でも構わない（同第二則）となつているので、今までの町村役人がそのまゝ戸長副戸長を兼ねることが多かった。民衆の出入や動向は当然戸長副戸長の関与するところとなつてくるが、旅行の際には管轄廳の鑑札を受け（同第十四則）、旅宿に示し記帳（同第十五則）し、宿帳は七日目毎に駅通の場合には駅通掛、その他は戸長へ出して改めを受ける（同第十六則）ことになった。

## (2) 臼杵県の状況

明治四年七月十四日廢藩置県が行なわれ中央集権化が急テンポに進んでくるが、臼杵藩の御会所日記七月二十九日の項に、廢藩置県詔書と共に御達書写として「今般藩ヲ廢シ県ヲ被置候付而者追而御沙汰候迄大参事以下是迄之通事務取扱可致事」と記され当面は変化がないようであるが、新しい政策がただちに実施されている。戸籍の検査編成は戸籍法では壬申二月一日よりとなっているが、その準備もこの頃から本格化している。同日記八月三日には「今般戸籍編成候就而者銘々屋敷番号相定候付近日之内番号札銘々門戸江為張候様左様相心得也」と臼杵城古橋下に掲示が出ている。同八月十三日の項には初めて戸長の名称が出てくる。如何なる者が戸長になったかは名前もなく何も記されていないのでわからない。もっとも庄屋と戸長の名称は区別しており「丹生原村池見養軒事第十九区庄屋役申付給米前々通下賜候」（同十月十日）とある。しかし戸長のみならず庄屋が戸籍取調事務を行なっている記事も御会所日記にある。壬申年正月廿九日付で「第二区庄屋進來弥三郎事租稅戸籍取調等整務ニ付向後雜用米五石を被下<sub>し</sub>其通可申聞事：第七区庄屋小中雄次郎事右同断ニ付雜用米四石を被下<sub>し</sub>其通可申聞事」。これは戸長の仕事を補佐したものと考えられるが、又庄屋達の内から任命された戸長兼庄屋の者が現在のところ史料を見出せないのではっきりしない。

戸籍法が実施され、その趣旨が臼杵県でも遵守されていることは明らかで、区や戸長が置かれていたことはこの記事で判明する。丹生原村が第十九区に属することや他の記事から田原村が第四十七区川平、荒瀬、中野村が第四十一区、才原村、狩丸村が第三十九区、木永村が三十八区、酒水村が三十四区、川床村が三十三区、戸次市村、楠木生村が三十二区、上尾津留村が三十一区、家島村二十六区、猪野村が二十四区、横尾村が二十三区、大津留村が二十二区、一木村が十八区、屋山、市尾村が十七区、猪野村が十四区に属していたことが断片的に拾い出せる。

臼杵県史料中管内出張所の一覧では、二百七十九の村を五十区に分けており、戸籍法中第三則「其一区ヲ定ムルハ云々」と合致する。五十区に分けたことと幕末の組数が五十（四十九説もある）<sup>(2)</sup>であることを照し合わせると興味深い。

豊後国臼杵縣所轄出張所四箇所

壹箇所

海部郡之内 宮河内村

右所轄 海部郡丹生庄 五區村数十三

大分郡高田庄 五區村数 七

壹箇所

大分郡之内 佐柳村

横瀬村従本廳八里半ノ所ニ役員詰所有之佐柳村出張所掛持ニ御座候

右所轄 大分郡戸次庄 七區村数十九

植田庄 三區村数 六

阿南庄 一區村数 六

壹箇所

大野郡之内 野津市村

右所轄 大野郡野津院五區村数九十三

三重郷一區村数 十六

壹箇所

大野郡之内 市場村

右所轄 大野郡三重郷七區村数三十四

本廳所轄 海部郡臼杵庄十六區村数八十四

區数合五十

村数合二百七十九

辛未八月

臼杵県において、戸籍に関する件は士族以上については県庁庶務掛、卒以下は戸長扱であり、本庁においては庶務掛史生が戸籍の検査を掌った。部内五十区は郡治掛（大属三人正、少属四人権）の管轄で、出張所は少属出張、本廳近方は大属が分轄した。郡治掛の職掌は「民庶ヲ撫育シ風俗ヲ敦厚ニシ土田漁事租税賦役賦運津梁水利開墾等ノ事ヲ掌ル」ことであつた（臼杵縣官員分課）。当時は年齢を適当に差繰する者もかなり多く編籍に随分苦労している。又届出等の不備やその他により四年八月中旬頃から「戸籍之儀ニ付不束之儀有之」者が増え謹慎を命じられた士卒三十数名と二か所の寺院が御会所日記に出ている。

又、神道重視の立場が戸籍編製に反映し、神社の氏子札が発行されている。

一、出生之児有之節其由ヲ戸長ニ届男女共三十日後五十日迄ニ宮参り為致其神之守札ヲ受持可致事

但宮参り之節ハ戸長之證書ヲ持参可致其證書ニ者生児之名出生之年月日及父之名ヲ記シ無相違旨ヲ證シ神官江可示事

（中略）

一、死亡出入改名其分守札ニ関係之事件者戸長ハ月々取調子<sup>（ツマ）</sup>祠官又者祠掌神事掛之内方角受持之者江可相届事

一、自今六ヶ年月毎ニ戸籍改有之候間其節守札ヲ出シ戸長之検査ヲ可受事

一、死亡之節ハ戸長ニ届其守札ヲ戸長ハ神官ニ可戻事（御会所日記明治四年十一月二十八日）

これに関連して区の惣社を改定、その管轄の範圍を定めている。

臼杵村八坂神社 第一、二区と第四区より十区迄

中村三嶋神社 第三区と第十二区より十六区迄

宮尾村高尾神社 第十一区と第二十区より二十九区迄

寺小路村八幡宮 野津郷中

下赤嶺村八幡宮 三重郷中

川床村熊野神社 戸次郷中

原村衣通姫神社 丹生郷中 高田郷中

横瀬村林神社 植田郷中 河内郷中

各地域の主要な神社が、守札の取扱いを「行うこと」によってこれ迄の寺院に代わり、人民の掌握を図る役割を果たしたのである。

### 三、大区小区制の展開

#### (1) 豊後大分県の成立と大区小区の設置

明治四年九月二日「府縣廢置ノ議ヲ定メ全国を三府七十三縣<sup>(マ)</sup><sub>(3)</sub>」とすることが決定、豊後国一円に大分県を置くこととなり、(太政類典第二編第九十五卷)、十一月十四日大分県が誕生した。同月二十四日、県治条例が定められて(同第二編第百卷)、新県の職制、典事が中央より発せられそれに基く地方行政が始まった。令(権令)、参事(権参事)の下に庶務課、聴訟課、租税課、出納の四課が置かれ、戸籍、官省進達府県文書、学校事務、里正戸長等の担当は庶務課であった。

しかし、ただちに移行するのは無理であったので「旧冬在来之諸縣被廢更ニ大分縣被相置<sup>江</sup>ニ付元府内縣<sup>江</sup>仮廳相立事務取扱<sup>江</sup>間此旨一同御心可申尤旧縣事務引渡済迄先従前之通本廳并出張所相設<sup>江</sup>義更ニ相違可申事」(大分縣布告壬申正月・御会所日記)として旧縣での治政が残されている。同時に「合縣之上者弥以管内彼我之場なく一致親睦之状相尽可申事 旧縣合一ノ義ハ萬民保安御政令帰一之御趣旨ニ<sup>外</sup>条有名無実之弊ヲ除キ善良之風俗ニ相移<sup>江</sup>様」と達し旧藩領域の意識を脱して、全体一致の方向へ努力するよう要求している。

事務引継と共に二月七日には県内十か所に支廳が設けられた。日田、森、日出、杵築、臼杵、佐伯、高田、鶴崎、久住、岡であり、二月十二日には仮に支廳規則が定められた（縣治概略卷一）

藩域を越えた地方支配の組織化は、いわゆる「郡制改革」<sup>4)</sup>といわれる大区小区制の制定により強化されてくる。さきの戸籍法により区及び戸長の設置が行なわれたが明治五年四月九日、太政官布告第一百七号により、旧来の庄屋名主年寄等すべて廃し戸長副戸長と改称し、戸長副戸長が従来扱ってきた事務は勿論、土地人民に關係の事件は一切戸長副戸長が担当することになった。（太政類典第二編百七卷）。さらに大蔵省布達第四百四十六号により「各地方土地ノ便宜ニ仍リ区长ヲ置ク」（同百七卷五月十日）として、大区小区制、区戸長制が法制化されたのである。

大区小区は旧来の町村を超越した行政区域であり、小区は平均七八カ村を目安として組合わせたものであった（明治前期地方制度の考察・大島美津子「論集日本歴史9明治維新」所収）。

大分県においては五年四月、鶴崎、日出、臼杵の三支廳を廢して本廳に合併し（太政類典第二編第四百卷）、七年五月（同第二編第四百卷）では、大分県届として七年となっているが五年ではなからうか<sup>5)</sup>、各支廳を廢止し、その事務を戸長副戸長に命じている。

五月 七年

大分縣各支廳ヲ廢シ其事務ヲ戸長副戸長ニ命ス

大分県届

當縣管下各支廳總テ致廢止本廳ヘ合併事務取扱猶又御布告ノ御趣意ニ基キ庄屋組頭モ同様都テ致廢止是迄取扱來候事務ハ勿論土地人民ニ關係ノ事件ハ一切戸長副戸長ヘ為取扱候様今日及発令候ニ付不取敢此段御届申上候以上<sup>6)</sup>五月県

又それに続いて「同県伺」の中で行政区設定を報告し、郡毎に大区を置き大区中に区長・権区長の内一名と一會所を設けると、大区の内に、土地の広狭、戸口の数に依じて小区を置くこと等が記されている。

## 同県伺

(前略) 先般御届申上候通総テ出張所相廢シ本廳ニ合併仕管内八郡ノ地ヲ八大区ニ定メ一郡ヲ以テ一大区トシ大区ノ中土地ノ広狭戸口ノ多寡ニ準シ數十小区ニ分テ大区中ニ区長権区長ノ内一名尚大区中便宜ノ地ニ一會所ヲ設ケ区長之方総括ヲ成シ戸長副戸長ヲ指揮シ且一會所毎ニ補亡四五名ヲ屬シ盜賊奸究取締豫備ニ充テ正権区長ノ給料並會所諸入費ハ總テ民費ト相定メ夫々規則等相極メ(以下略)

明治五年六月の大分県布告書には同趣旨のことが記され、具体的に布達している。會所は左の通りの箇所に設けられた。

## 會所設置ノ箇所

當分旧高田出張所

## 第一大區一圓

第一會所

當分旧日田縣別府仮出張所

## 第二大區一圓

第二會所

當分府内上市町安藤京平自宅

## 第三大區一圓

第三會所

當分旧臼杵縣宮河内出張所

## 第四大區一圓

第四會所

當分旧岡縣犬飼出張所

## 第五大區一圓

第五會所

當分今市副戸長自宅

## 第六大區一圓

第六會所



當分旧森出張所

第七大区一圓

第七會所

當分日田市郷會所

第八大区一圓

第八會所

會所には区内の区长戸長別戸長等が詰め、<sup>7)</sup>諸届諸伺諸願の事務をとり、金納の正租税、雑税ならびに冥加運上などを受領し、會所より縣庁に納めることとした。

かくして県内は第一大区(国東郡)、第二大区(速見郡)、第三大区(大分郡)、第四大区(海部郡)、第五大区(大野郡)第六大区(直入郡)第七大区(玖珠郡)、第八大区(日田郡)の大区八、小区百五十九の行政区が定められた。村数千八百巻、町十七、戸数十一万九千八百軒、社二千七百七十九、寺千三百八十九、五十六万二千百五十六人(壬申正月晦日改正、縣治概略<sup>2)</sup>、明治五年九月廿七日の項)が当時の大分県の戸籍總計の員数である。

大区には区长(正または権)一名を置き、区内の事務をすべて取扱ひ、管内を統轄している。各會所伺(明治五年)の諸伺書から判明した区长をあげると第一大区は中村庄八、第二区は米良悔堂、第三大区は権区长戸田源五四郎、第四大区は権区长堀宅十郎、第五大区中川久悠、第六大区は宗重計、第八大区は権区长若林永興であり、第七大区は不明である。太政類典第二編百四卷大分県伺の附紙には「區長の儀ハ舊県ニ參事等相勤事務熟練ノ者ニ命シ尤大小事件一切裁断ノ權差免シ不申候」と上申している。旧縣関係者がかなり任命されたのではないかと考えられる。若林永興は旧臼杵藩の少參事であった。

小区には戸長、副戸長、保長を置いており県が任命している。

給料は年給で区长二百五十円、筆紙墨代三十円、権区长の場合は二百十円、筆紙墨代三十円、戸長六十円、筆紙墨代十五円、副戸長四十二円、紙墨代十五円、保長六円で紙墨代なしである。これらの給料紙墨代は総て民費をもって支払うことにしている(壬申六月大分縣布告書)。

## (2) 行政区の推移

明治六年三月二十五日、會所を廢して小区に用務所を置き、戸長、副戸長が執務した。小区長はまだ設置されておらず、明治七年四月二十五日に「縣甲番外」で「各小區ニ區長並ニ筆生ヲ置き云々」で初めて出現する。

明治八年三月十三日になると区画不便の所を改め、小町村を分合改称して七百九十二村八町とした（縣甲第三十号）。第四大区海部郡の場合、従来は三十二小区まであり、村数二百二十九、小区中最高二十五村で二十か村以上が三小区、又最底一か村の区が四か所と非常にアンバランスであった。村数の少ない小区は複数の区でもって一用務所を置いていたと考えられる。八年の分合改称の結果、一町百六十七か村（臼杵町史草稿・豊後国区画村町一覽明治八年）となり、一小区種具村、迫村、三小区志村は大分郡より編入されている。大区小区制が従来の地縁的村落を無視して、行政区画を定めた結果種々不便な点があったことを示すもので、その修正を行なったものであろう。

土地の便宜により他の大区に編入された例は、その他二大区一小区の岩屋村、鴨川村が本来国東郡であること、三大区十二小区大津留村、毛井村は海部郡であること、五大区廿五小区今市村が直入郡であることなどがある（豊後国区画村町一覽）。

明治九年八月には、福岡県管下の豊前国宇佐下毛両郡が大分県と合併し、下毛郡は九大区、宇佐郡は十大区となり現在の大分県が成立した（大分県布告書明治九年九月十三日の項）。両郡の事務管理は、中津に仮支廳を置いて行なったが明治十年十二月十八日に廢止され本廳直轄とした。

## (3) 小区職制

本県では小区に戸長副戸長・保長がおかれて戸籍をはじめ人民一般の事務を取扱ったが、明治六年にはさらに伍長がおかれ、明治七年には前記小区々長が設けられた。

地方行政の中心として位置づけられていたのは戸長である。戸長の身分については、県の任命であり官吏としての性格を持っていたが法的には最初は規定されていなかった。明治五年三月二十九日付太政類典第二編第七卷には「戸長副戸長共等級

ハ無之取扱ハ本籍ノ身分ニ拠ル」と司法省宛大蔵省回答が記されている。しかし原則として官僚組織の末端としての立場を持っており、身分取扱には各県とも苦慮している。明治六年の太政官達第四百号でも「一般人民ノ取扱ニ可致」とされていたが、明治七年三月八日付太政官達第二十八号で「自今官吏ニ準候條追テ一定ノ規則相立候迄區長副區長ハ十二等ヨリ十五等マデ戸長副戸長ハ等外一等ヨリ六等迄各地方適宜ニ相定」と規定され官吏に準ずるものとされた。これに依じて県でも四月二十五日甲番外で「各小區々長正副戸長自今官吏ニ準シ等級表之通假定候事」と布告した。

保長については、県治概略卷二、明治五年九月五日付保長心得云々達に「村内土地人民ニ關係ノ事件總テ區長戸長副之指令ヲ翼賛シ（中略）租税ニ關係ノ事務ハ尤モ大切ニ相心得勉勵可致職掌（中略）上下ノ情状ヲ暢達セシムルノ枢機ニ位シ又監督ノ責任ヲ有スル等（中略）租税戸籍ノ事務ハ勿論一村内ノ庶務同動……」とあるように、村に置かれ区長戸長副戸長の指令を受けて、租税、戸籍、村の庶務を勤める役職であったことがわかる。第六大区では「當區内各小區區長並ニ筆生ヲ置キ保長ノ称廃止候事」で消滅し、以後用務所からの布令等は後述の伍長を通じて下達された。

伍長の設置は、明治六年九月、第一大区一小区保長安藤安吉・副戸長高田忠之助・戸長米良亮藏・六小区戸長横山浩藏名で森下大分権令宛、「伍長設立伺」が出された結果、九月廿三日付で許可された。この伍長設立伺によると戸保の事務が多忙で取締が行届かね、無知の民も多く上意未だ徹底していない。そこで五戸をもって伍となし五伍を一団として伍長一人を置き、伍中の取締を行なわせ、上令下布の節はこれを召し懇に申聞せ、下々に申通すれば上意速かに下達することが出来、弊患も少なくなるであろうと述べている。設置許可と共に権県令森下景端名で、県内各小区宛達が出され伍長がおかれることになった。

（大分縣布告明治六年九月廿三日）。

伍長の身分については「伍長ハ其組人民ノ組長ニテ戸保長トハ別段ノ者ニ付給料ハ無之筈ニ候」（縣治概略卷四、六年十二月三日）となっている。明治九年七月十八日付庶第七十四号改正民費規則の十二条によると、伍長は地域により組長、伍長或

は伍々長、團長等の名称でまちまちであったが、同年以後伍長と称し、およそ五十戸を基準として一名を置き、年間五円未満の手当金を小区費より支出することになっている。もっとも土地の状況に応じて、三十戸又は七十戸に一名置いても構わないと記されている。同時にここで「伍長は役員ニアラス一伍中ノ惣代ニテ村内ノ用ヲ弁スル為ニ設ルモノ」と規定し戸長保長と區別している。

これは大区小区制が従来の町村の枠に無関係な行政区であったため、種々不便な点がありこれを補う意味で設置し、さらに上意下達、下意上達を円滑にするパイプ役としての役割を持たせたものである。伍長の名称は、白杵石仏地域の部落では現在の区長或は自治委員を意味する世話役として、今でも使用している（白杵石仏地域の民俗、白杵市教委）。

明治七年四月三十日付甲番外「小区用務所規則並職制達」で区長職制、戸長職制、用務所規則が制定され、それぞれの立場が明確になった。

小区区長の職制は①区内の事務を総管し、人民の諸願稟を上達して区内人民の総代たる身分を有すること②県庁の布令を遵奉し、人民をして違背しないよう懇切に説諭すること③正副戸長、筆生の進退は県庁の処分するところであるが、その監督指揮を行ない勤惰を各区取締をへて具状すること④区内の民費出納を総管すること⑤区内を巡視し人民の指導教化を行ない、学事の進歩と勸農に努力すること⑥鰥寡孤独廢疾の救恤や非常の場合の民衆救護の方法を設けることが主要条項となっており、注意事項に役儀に誇り人民を压制したり偏頗の取計をしないこと、犯罪者に対しては一切拷訊しないこと、訴訟に関する裁断権は無いことをあげている。

戸長職制のおもなものは①区長の指揮下に区内の事務を適宜分担し、時宜により区内人民の総代たる身分を持つこと②区長に対し区内事務の當否を述べること③県庁の布令を遵奉し、人民が違背しないように懇切に説諭すること④筆生を便宜指揮すること⑤区長欠員・不在の場合の代理を行なうことが中心で、あとは注意事項職務共区長と同様である。副戸長は戸長に準ずることになっている。

用務所規則は大略①勤務条件の書式などの事務規程、特に布令、諸達、指令済の願書類を本人へ授与することを速やかにすること③貢租関係・民費出納をはじめ区内の事務すべて協議の上取計うこと④戸籍調査を厳にすることである。布令、布達等は区長以下よく相談して疑義を質しその趣意を了解し、懇切に申示することを指示している。(縣治概略卷五)

用務所の数が多かったので県庁も把握が不十分であったようである。これについては、「管内用務所不知テハ不都合之義モ有之」ので所在位置、新築か借家か、両区兼用の理由、掲示場の位置を届出るよう指令している(縣治概略卷十、明治八年十月二日)。

#### 四、小区における実情

##### 明治七年第一大区六小区の場合

戸長副戸長の職務は前に見たように戸籍から人民一般にかかわる諸願、伺、届、租税等広範囲にわたっている。第一大区(国東郡)六小区に関する明治七年の戸長資料から多少なりとも当時の状況をうかがいたいと思う。

第六小区は現在西国東郡真玉町に属し、藩政時代は延岡領で明治四年二月二十二日から日田縣の管轄になっていた(太政類典第一編第六十六卷<sup>9)</sup>)。同町大村の小泊家に保存されている戸長資料は、下々から出された諸願・諸届類であり行政資料が一般に散逸している中で、当時の様子を知る上に貴重なものである。二件を除きすべて県宛の書状である。

##### 明治七年第六小区戸長資料目録

- |   |                           |       |
|---|---------------------------|-------|
| 1 | 解船願                       | 一月十七日 |
| 2 | 淨瑠理 <sup>(マ)</sup> 三味線引御伺 | 同 十八日 |
| 3 | 御鑑札返上願(漁船破船)              | 同 十八日 |
| 4 | 造船願                       | 同 十八日 |

23	博勞願	同	十七日
22	御届書	同	十七日
21	博勞願	四月	七日
20	醬油醸造税納	月日無	
19	清酒醸造税納	月日無	
18	船税上納書	月日無	
17	船税上納書	月日無	
16	博勞税上納書	同	十八日
15	游平御鑑札願 (マ)	三月十三日	
14	休醸願	同	二十七日
13	減醸願	同	二十七日
12	絞油願書手続	二月日付無	
11	願書	同	二十五日
10	絞油願	同	十四日
9	絞油元石書	同	日付無
8	絞油願書	同	日付無
7	御鑑札書替願	二月	五日
6	歎願	同	三十一日
5	職獵税上納書	同	十九日

24	解船願	同	二十日
25	休業歎願(船)	同	二十日
26	造船願	同	二十二日
27	造船願	同	二十二日
28	角力願書	同	二十九日
29	御鑑札返上願(職)	五月	四日
30	三味線願	同	四日
31	歎願	同	五日
32	角力木戸錢御届書	同	五日
33	御伺書	同	十四日
34	角力税金上納書	同	十四日
35	角力願書	同	十八日
36	角力木戸錢御届書	同	十八日
37	踊御届(市街地踏固の為)	同	十九日
38	焼酎製造願	同	十日
39	船鑑札御下渡願	同	二十三日
40	船鑑札御下渡願	同	二十三日
41	焼酎願	同	日付無
42	三味線御鑑札証印税上納書	六月	日付無

43	過造酒落札金上納	同	二日
44	御伺書(過造酒の件)	同	十日
45	焼酎醸造税納	同	十四日
46	博勞税上納	同	十四日
47	博勞稼始業願	同	十四日
48	御伺書(漂着船の件)	同	二十七日
49	記(醤油元石願書)	月日無	
50	御届	七月	四日
51	区长依頼状	同	四日
52	御鑑札御引直願	同	十五日
53	船御鑑札願書	七月日付無	
54	船御鑑札願書	七月日付無	
55	放棄操芝居税金上納	八月	四日
56	歎願書	同	八日
57	相撲税金上納	同	八日
58	御請書	同	九日
59	税金不納人御所分願	同	十五日
60	破船御鑑札返上願	同	二十四日
61	清酒鑑札売買願	同	二十八日



62	清酒釀造税上納書	同	三十日
63	醬油釀造税上納書	同	三十日
64	流失船御鑑札返上願	同	三十日
65	破船御鑑札返上願	同	三十日
66	腐敗酒税御歎願	同	三十一日
67	御届	九月	十日
68	御請書	同	十日
69	御願書	同	十日
70	上納記	同	十日
71	船讓渡御願	同	十五日
72	釀造税不足上納記	同	二十日
73	船鑑札願書	同	二十三日
74	職猟銃休業願	同	二十四日
75	職猟銃休業願	同	二十四日
76	職猟銃休業願	同	二十四日
77	職猟銃休業願	同	二十四日
78	職猟銃休業願	同	二十五日
79	職猟銃休業願	同	二十五日
80	清酒鑑札売買願	同	二十七日

81	職狹稅御鑑札御書替願	同二十七日
82	清酒釀造御願	同二十七日
83	清酒御鑑札名換御願	同二十七日
84	清酒御鑑札売買願	同二十七日
85	清酒御鑑札売買御願	同二十七日
86	清酒御鑑札売買願	同二十七日
87	廢業願（醬油）	同二十八日
88	濁酒釀造御願	同二十八日
89	廢業願（醬油）	同日付無
90	清酒御鑑札売買願	同二十八日
91	職狹稅御鑑札御書換願証印稅	同二十八日
92	清酒御鑑札売買願	同二十八日
93	不納金上納記	同二十八日
94	御願書（酒造の件）	同二十八日
95	清酒御鑑札売買願	同二十八日
96	御願書	同二十九日
97	牛馬并斃牛馬數御届	十月日付無
98	讓渡御願（漂流船讓渡）	十一月四日
99	船讓渡御願	同日

101 通行券願（七小区のもの 二月廿日）

これらの資料から村名を上げてみると、浜、庄屋、恵良、常盤、金屋、徳六、湯原、大村及び小島、山島、臼野、横内村がみえる。前者は翌八年三月の村町区画変更で西島村や、他区の村々と共に第七小区となり、用務所を金屋に置いた。後者は第八小区へ編成替となって、臼野に用務所が設置された。第一大区では、この時点で二十四小区二百二か村から二十三区百十八か村に分合している。

第六小区の戸長副戸長は、七年四月までは戸長一名、副戸長は三名であったことが文書からわかる。書類の種類によって副戸長一名の名前が交代に署名されているが、浄瑠璃三味線引向、職猟税上納書、絞油願書手続では三名の副戸長名が書かれている。

保長名が出ているのは、一月十七日付解船願で真玉六郎と一月三十一日付歎願の安永恒蔵までで、以後保長は記載されていない。この二件の願書は、いずれも臼野村の住民の出したものであり、一村に複数の保長が置かれていたものと考えられる。

四月二十九日角力願書より区長名が記されるようになる。これは二十五日付甲番外（前出）で小区々長設置と保長廃止に基くものである。今までの戸長横山浩蔵（五年森下権令宛伍長設置伺に連名している）が区長、戸長に清原道彦と前副戸長の鬼木晋造の二名が任命されている。副戸長は引続き小泊市九良と桑原金米及び、新たに松行太郎、佐藤直策、吉原鎮策、六月二日の書面には元保長の安永恒蔵の名がみえ副戸長計六名となっている。又八月には桑原金十郎の名が出るが（桑原金米の子、西国東郡誌）以後金米、金十郎の名は資料に表われていない。代わって八月二十四日付破船御鑑札返上願から佐藤克蔵が出てくる。これらの人物の内、出自の判明した者を記すと桑原金米は金屋村、小泊市九良は大村、松行太郎は徳六村、吉原鎮策は西畑村、安永恒蔵は臼野村、鬼木晋造は横内、横内泊、山畑村の旧庄屋出身である（西国東郡誌）。

文書の種類としては諸職関係が中心で、海岸部の漁業、運送業と関連して船に関するもの、山地が近いため狩猟関係、農耕

用家畜につながる博勞願など国東半島の地理的特徴が出ている。醸造関係が多いのは、この時代の特色であろうか、小規模なものではあるが、これに従事した人数が多く、酒造を行ったものが約二十名いる。ほとんどが正租以外の雑税につながっており、鑑札願はそれを示すものである。少例ではあるが、民衆の動きがわかる資料もある。娯楽としての角力願や踊御届である。

## 踊御届

## 第一大区六小区

一戸数二百三十六戸

一市街長延八町 浜村

右市街数年修繕ニ怠り人馬通行難渋致

候ニ付此度修繕仕候然ル處速ニ踏ミ固メ不申テハ雨水之為持土流散ノ恐レ御座候間晴天三日右市街ニ而踊為仕申度此段御届申候也

明治七年五月十九日

副戸長 小泊市九郎 印

戸長 鬼木 晋造 印

戸長 清原 道彦 印

区长 横山 浩蔵 印

森下大分縣権令殿

書面聞置候条不取締之儀無之様区戸長ニ於而可致注意事

明治七年五月卅日

道路踏固めの為に踊りを考えている理由が面白い。又他地域に出かける場合の通行券願もあり、戸籍法第十四則が適用されている。

通行券願

七小区上黒土村

千二百二番屋敷

祐成 庄平

右之者今般竹田扇子森大明神へ

参申度候間通行券御下ヶ渡シ

被成下候様奉願上候也

願主 祐成 庄平 印

伍長 井ノ口四郎 印

用務所 御中

上黒土村は七小区であるが、八年の村町分合で六小区の一部と合併して第七小区を新しく形成した。井ノ口四郎は六小区湯原村の旧庄屋出身である。扇子森大明神は現竹田市玉来の狐頭稲荷である。

鰥寡孤独廃失者の救恤は区長職制にも規定されており、具体的方法として六小区では免税措置を願出て許可されている。盲目の女性が、小供達へ三味線を教授して生活の糧を得、細々と暮している旨、区長戸長副戸長連印の上歎願し、指南營業の無税免許を許可されている。

五、おわりに

旧来の封建支配を絶ち、統一的な政策を急速に地方へ及ぼす目的で設置した大区小区制と戸長制は、民衆の生活基盤である旧村に根ざしたものでなかったため、上意下達の道は出来たものゝ無理な点が多かった。

戸長や副戸長は旧村役人出身者が多く、これにより民衆との摩擦はある程度さけることが出来たと考えられるが、村は単なる地名となり、大区小区は行政区画としての便宜から画一的に設置されたものであったため、固有の慣習に対する配慮に欠けており、人心に適しない（「日本近代国家の形成と官僚制」山中永之佑、弘文堂）ものであった。又、戸長副戸長は旧村役人であっても、最初は小区に一人であり、元の村を越えた広い範囲に置かれたため、村の惣代としての役割は消滅し、中央集権政治の末端機関となった。従って住民との結びつきは弱まってきた。保長、伍長はその間のつなぎ役とみることができよう。

民衆の参加を認めない急速な中央集権国家の建設は、その近代化政策と共に農民一揆や反政府運動となってあらわれてくる。明治五年十一月、大分郡庄内から起こった農民一揆は、直入、大野、海部郡を巻込む大規模な暴動になったが、六年一月一日縣廳宛大分県下小前共願には

一、牛馬ヲ殺シノ事

一、神木切間敷ノ事

一、神仏是迄ノ事

一、町家諸売物直段下ケノ事

一、諸役人給錢ハ官錢ヨリ御出方奉願

(以下略)

とあり（太政類典第二編第四百九卷）、文明開化や神仏分離に反対すると共に、物価値下げや特に民費による役人給与支払を撤回することを要求している。大分郡畑村農民達の申口（取調口述）にも「保長の給金ハ官ヨリ御出方相成度」と仲間が書いた事を述べている（同第四百九卷）。

地租改正、徴兵制の実施、或は学制などの政策に対する反対運動が全国で起こってくる中で、その鋒先は区長戸長、県庁へと向けられその背後の国家権力と対立することになる（明治前期地方制度の考察、前出）。

そこで政府は、町村の復活に目を向け、行政単位の町村の設置、住民の地方行政への参加を考慮する。太政類典第二編第六卷には明治八年七月の項で地方民會についての木戸孝允上申や各県の何が記されている。

住民の参加の移行過程で明治九年十月七日各区町村全穀公借共有物取扱土木起功規則（太政官布告第百三十号）が出され、区戸長の専断を一部制約することになるが、住民の地方政治への参加が可能となるのは明治十一年七月二十二日に出された「郡区町村編成法」、「府県会規則」、「地方税規則」の三新法体制からである。

註

- (1) 日本近現代史辞典 東洋経済
- (2) 秦政博氏「豊後臼杵藩における組制、庄屋制度について」大分縣地方史第九〇号
- (3) 七十二県一使（開拓使）をさすものとみられる。
- (4) 明治前期地方政治史研究上 原口清・塙書房にくわしい。
- (5) 大分県布告書では壬申六月「今般管内之諸出張所一切相廢シ総シテ本廳直管タルヘク候条相心得可申……」となっている。
- (6) 大分県布告書では壬申六月県内に布告している。「今般御達ニ依リ戸長副戸長保長ヲ除クノ外大里正ヲ始村町役人総テ相廢止外条是迄ノ事務一切ヲ區毎ノ戸長副戸長ヘ來ル廿日迄引渡可申事」
- (7) 会所詰戸長は一万戸以下は二名、二万戸までは三名、三万戸までは四名となっていたという（西国東郡誌）。
- (8) 海部郡羽出浦、中越浦では團長の呼称を使っていた（羽出浦役元史料）。
- (9) 延岡藩上知ニ係ル管地ヲ日田縣ニ管轄セシメ代地ヲ交付ス

真木村 枝郷 菊山村 金谷 大村 徳六村 湯原 城前 常盤 庄屋 浜 恵良 西畑 大岩屋 有寺 山畑 横内  
臼野 臼野泊 堅来 小池 羽根 樋口 香々地 唐櫃 佐古 長小野 夷 見目村 狩場 三畑 小河内 黒土村

(四月二十二日 太政類典第一編第六十六卷)

付記

本稿の作成にあたっては、大分県総務部総務課県史編さん班収集の史料や県立図書館の史料を使用することが出来たこと、橋本操六主幹をはじめ、先学諸兄のご教示に負う所が多い。厚く感謝すると共に、大方のご批正をお願いする次第である。

( 大分県総務部総務課県史編さん班)